

【大洲市】新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策

(令和2年5月31日作成／令和4年2月18日修正)

※ 詳細は、各担当窓口にお問い合わせください。

対象	区分	No.	名称	概要	主な条件など	担当窓口
個人	給付金	1	大洲市新生児子育て応援金 【R2. 12. 15追加】	令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生した新生児に対し、新生児子育て応援金を支給 ＜支給額＞ 1人につき5万円	(対象児童) 出生日から申請日まで継続して大洲市に住民登録がある新生児 (申請者) 大洲市に住民登録のある新生児の父又は母	子育て支援課 子ども相談係 0893-24-5718
		2	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分） 【R3. 4. 8追加】	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、低所得のひとり親世帯の生活を支援するため、給付金を支給する。 ＜支給額＞ 児童1人当たり一律5万円	(1) 令和3年4月分の児童扶養手当を受給されている方 (2) 公的年金を受給されていることにより令和3年4月分の児童扶養手当を受給されていない方で、収入が児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方 (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の支給対象となる水準に下がった方	
		3	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分） 【R3. 5. 28追加】	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、給付金を支給する。 ＜支給額＞ 児童1人当たり一律5万円	令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合20歳未満）を養育する父母等で、令和3年度住民税均等割が非課税又は令和3年1月1日以降に住民税非課税相当の収入となった方（ひとり親世帯分の受給者は対象外）	
		4	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金 【R3. 12. 15追加】	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯の生活を支援するため、給付金を支給する。 ＜支給額＞ 児童1人当たり一律10万円	次の(1)から(3)のいずれかに該当して、所得が児童手当受給限度額未満の方 (1) 令和3年9月分の児童手当を受給している方 (2) 令和3年9月30日時点で高校生等（平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた子ども（結婚している子どもは対象外））を養育している父母等 (3) 令和3年9月1日から令和4年3月31日までの間に生まれた児童を養育している父母等	
		5	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金） 【R4. 2. 18追加】	離婚等により、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を受け取れず、かつ、給付金が児童のために使われなかった方へ、支援給付金を支給する。 ＜支給額＞ 児童1人当たり10万円（前養育者に支給された給付金の全部または一部を受け取っている場合、または給付金が児童のために費消されている場合は、その額を差し引いた金額）	次の(1)から(3)のいずれかに該当して、所得が児童手当受給限度額未満の方 (1) 令和3年9月分の児童手当の受給者でなかったが、令和4年3月分の児童手当の受給者である方 (2) 令和3年9月30日時点で高校生等（平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた子ども（結婚している子どもは対象外））の主な生計維持者でなかったが、令和4年2月28日時点で高校生等を養育している方 (3) その他これらに準ずる場合	

対象	区分	No.	名称	概要	主な条件など	担当窓口
個人	給付金	6	傷病手当金の支給 (国民健康保険)	申請により傷病手当金を支給	新型コロナウイルスに感染、または感染が疑われる場合で、療養のため労務に服することができない被用者	保険年金課 国保係 0893-24-1713
		7	資格証明書の取り扱い (国民健康保険)	資格証明書を被保険者証とみなして保険給付を適用	新型コロナウイルス感染の疑いがあり、医療機関等を受診する資格証明書該当者	
		8	傷病手当金の支給 (後期高齢者医療保険)	申請により傷病手当金を支給	新型コロナウイルスに感染、または感染が疑われる場合で、療養のため労務に服することができない被用者	保険年金課 高齢者医療係 0893-24-1713
		9	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 【R2. 7. 10追加】	新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止の措置により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に休業手当を受け取ることができなかった方に対して、支援金、給付金を支給	令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間に事業主の指示を受けて休業した中小企業の労働者の内、休業手当の支払を受けていない者	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 コールセンター 0120-221-276
		10	住居確保給付金の支給対象の拡大	離職・廃業から2年以内または休業などにより収入が減少し、離職などと同程度の状況にある者に給付金を支給	(1) 離職または減収により困窮し、住居喪失した又は、住居喪失のおそれがある者 (2) 離職・廃業後2年以内または給与及び収入を得る機会が個人の都合によらず減少した者	大洲市社会福祉協議会 0893-23-0313
	貸付制度	11	緊急小口資金（特例貸付）	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額費用を貸付	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯であること。	
		12	総合支援資金（特例貸付）	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業などで生活に困窮した場合に、生活再建までの間に必要な費用を貸付	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯であること。	
	税金	13	臨時特別奨学金 【R03. 01. 04追加】	○高等学校 月額18,000円 ○大学・短大・専門学校 令和3年度 月額10万円以内 令和4年度以降 月額3万円 (申請期限) 令和3年6月30日（水曜日）まで	新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、修学の継続が困難な学生または生徒 他の制度による奨学金との併用は不可	教育総務課 学校教育係 0893-24-1733
		14	地方税の徴収の猶予	一時に納税が困難な場合、1年間納付を猶予	令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）に収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、一時に納税することが困難な場合、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる。 (令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する地方税)	税務課 収納係 0893-24-1711

対象	区分	No.	名称	概要	主な条件など	担当窓口
個人	税金	15	軽自動車税環境性能割の臨時 的軽減の延長	軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の期限を6か月延長	令和3年3月31日までに軽自動車（自家用車の乗用）を購入などにより取得し、軽自動車検査協会に登録された車両が対象	税務課 収納係 0893-24-1711
		16	国民健康保険税の減免	申請により国民健康保険税を減免	主たる生計維持者が死亡、受傷など、又は、事業収入などの減少が見込まれる者	税務課 市民税係 0893-24-1711
		17	個人住民税 イベント中止に伴う払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用	イベントなどを中止などした事業者に対する払戻請求権を放棄した場合、放棄した金額について寄附金控除対象	政府の自粛要請を踏まえ、イベントなどを中止などした事業者に対する払戻請求権を放棄した場合には、放棄した金額について寄附金控除の対象とする。	
		18	個人住民税 住宅ローン控除の適用要件の弾力化	一定の要件を満たした家屋へ入居できない場合において、住宅ローン控除の期間延長や適用要件の弾力化	新型コロナウイルス感染症の影響により、一定の要件を満たした家屋へ令和2年12月31日までに入居できない場合において、住宅ローン控除の期間を延長	
	保険料	19	後期高齢者医療保険料の減免	申請により後期高齢者医療保険料を減免	主たる生計維持者が死亡、受傷など、又は、事業収入などの減少が見込まれる者	保険年金課 高齢者医療係 0893-24-1713
		20	後期高齢者医療保険料の徴収猶予	申請により後期高齢者医療保険料の徴収を最大6か月猶予	主たる生計維持者が死亡、受傷など、又は、事業収入などの減少が見込まれる者	
		21	国民年金保険料免除などに係る臨時特例	収入が減少した人に対し保険料を免除	(1) 収入の減少 (2) 収入の減少により相当程度まで所得低下の見込みがあること	保険年金課 年金係 0893-24-1713
		22	介護保険料の減免	申請により65歳以上の介護保険料を減免	主たる生計維持者が死亡、受傷など、又は、事業収入などの減少が見込まれる者	高齢福祉課 介護保険管理係 0893-24-1714
		23	介護保険料の徴収猶予	申請により65歳以上の介護保険料の徴収を最大6か月猶予	主たる生計維持者が死亡、受傷など、又は、事業収入などの減少が見込まれる者	
		24	保育料および副食費の減免	国の緊急事態宣言および県の感染警戒期間中（4/20～5/31）に保育所、認定こども園、幼稚園を欠席した場合、欠席日数に応じて保育料および副食費を減免	保育所（認可外を除く）、認定こども園、幼稚園に通う児童が期間中に欠席した場合	子育て支援課 子育て支援係 0893-24-5718

対象	区分	No.	名称	概要	主な条件など	担当窓口
個人	住まい	25	離職者の居住安定確保に向けた市営住宅の一時使用の提供 【R2. 6. 12追加】	(1) 一時使用ができる市営住宅： ・長浜（小浦団地・大和団地） ・河辺（河辺古宮団地・メゾンいなや） (2) 使用期間：1年以内 (3) 敷金：なし (4) 使用料：公営住宅法の家賃決定に準ずる（減免有）。	新型コロナウイルス感染症の影響で解雇・雇止めにより、社員寮や社宅、雇用先が賃貸していた住居から退去を余儀なくされる方、又はされた方が対象 入居手続きする際には、上記の関連書類が必要	都市整備課 公営住宅係 0893-24-1759
	水道・下水道	26	水道使用料の徴収猶予	申請により最長2か月間の支払猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、離職や収入が減少している場合など	水道課 管理係 0893-24-3753
		27	下水道・農業集落排水処理施設使用料	申請により最長2か月間の支払猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、離職や収入が減少している場合など	下水道課 管理係 0893-24-1720
	道路関係	28	市道占用料の納入期限の延長	申請により2か月以内に限り期限を延長	緊急事態宣言による外出自粛要請その他やむを得ない理由により、占用料の納入告知書の納入期限までに納入が困難な場合	建設課 管理係 0893-24-1716
		29	法定外公共物使用料の納入期限の延長	申請により2か月以内に限り期限を延長	緊急事態宣言による外出自粛要請その他やむを得ない理由により、使用料の納入告知書の納入期限までに納入が困難な場合	
事業者	大洲市	30	大洲市えひめ版応援金（第2弾） 【R3. 10. 18追加】	新型コロナウイルス感染症の影響により、経営への影響が長期化していることから、感染拡大を予防しながら事業継続に取り組む中小企業者等に対し、給付金を支給	令和3年6～9月のうち、次のいずれかの条件を満たすこと。 ・任意の月の売上が、令和元年または令和2年の同月と比較して30%以上減少している ・任意の連続2か月の売上が、令和元年または令和2年の同月と比較して2か月とも15%以上減少している	商工産業課 0893-24-1722
		31	大洲市愛顔の安心飲食店応援給付金 【R3. 10. 18追加】	愛媛県が定める「愛顔の安心飲食店認証制度」に基づき、感染症予防対策を講じているとして県に認証された飲食店に対し、給付金を支給	愛媛県に認証された飲食店（認証店）を市内に有する法人又は個人であること。	
		32	大洲産品消費促進事業費給付金 【R3. 10. 18追加】	市内の自社店舗やインターネットショップ等で大洲産品（市内の事業所で製造または加工される商品）を税込3,000円以上販売した場合に送料を無料にするキャンペーンを実施する事業者に対して、送料（税抜）を給付	・市内の自社店舗またはインターネットショップ等を有する事業者のうち、大洲市内に本社、本店または主たる事業所を有する法人及び個人事業者	

対象	区分	No.	名称	概要	主な条件など	担当窓口
事業者	大洲市	33	大洲市新ビジネスモデル展開促進事業支援給付金 【R3. 10. 18追加】	新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるため、中長期の視点に立ち、社会経済環境の変化に応じた業態やサービス提供方法の転換、新事業展開などの前向きな事業に取り組む事業者に対し、愛媛県が実施するコロナ対応新ビジネスモデル補助金の交付に併せて給付金を支給	愛媛県が実施する、「コロナ対応新ビジネスモデル補助金」額確定通知を受けた小規模事業者等であること。	商工産業課 0893-24-1722
		34	大洲市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国の「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」の支給決定を受けた事業主に対し、上乗せ助成を行う。	(1) 市内に主たる事業所又は店舗を有する法人又は個人 (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、「雇用調整助成金等」の支給決定を愛媛労働局長から受けた事業主であること	
		35	大洲市新生活様式対応商品開発等支援給付金	愛媛県が実施する「新生活様式対応商品開発等支援補助金」の支給に併せて上乗せ給付	(1) 市内に主たる事業所又は店舗を有する法人又は個人であること (2) 県補助金交付確定通知を受けた事業主であること	
		36	新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金	愛媛県が実施する「新型コロナウイルス感染症対策資金」を借り入れた市内事業者に対して借入日から当初3年以内の利子を補給	愛媛県が実施する「新型コロナウイルス感染症対策資金」を借入していること 大洲市内に事業所を有していること	
		37	セーフティネット保証4号	一般保証とは別枠の保証枠を拡大	原則として最近1か月間の売上高などが前年同月と比べて20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高などが前年同月と比べて20%以上減少することが見込まれること	
		38	セーフティネット保証5号	一般保証とは別枠の保証枠を拡大	保証対象業種に該当していること 原則として最近3か月間の売上高もしくは直近1か月及び直近1か月を含む3か月の見込売上高が前年同月と比べて5%以上減少していること	
		39	危機関連保証	一般保証とは別枠の保証枠を拡大	原則として最近1か月間の売上高などが前年同月と比べて15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高などが前年同月と比べて15%以上減少することが見込まれること	

対象	区分	No.	名称	概要	主な条件など	担当窓口
事業者	大洲市	40	大洲市中小企業者・小規模事業者応援事業補助金	（雇用調整助成金申請事務支援事業補助金） 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の申請を労務士等に依頼する事業者を対象に、社会保険労務士に対して支払う手数料等に対して補助金を交付 （新型コロナウイルス感染症対策補助金等申請事務支援事業） 国、県、市等の新型コロナウイルス感染症対策補助金の申請に必要な書類の作成を行政書士等に依頼する事業者を対象に、行政書士等に対して支払う手数料等に対して補助金を交付	（雇用調整助成金申請事務支援事業補助金） 新型コロナウイルスの影響を受けて、国の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金を申請する市内に主たる事業所又は店舗を有する中小事業者 （新型コロナウイルス感染症対策補助金等申請事務支援事業） 国、県、市等の新型コロナウイルス感染症対策補助金を申請する市内に主たる事業所又は店舗を有する中小事業者	商工産業課 0893-24-1722
		41	中小企業等が所有する固定資産税の軽減（令和3年度）	中小企業などが所有する固定資産税の軽減	認定経営革新等支援機構などで、令和2年2月～10月までの任意の3か月間の売上高が、前年の同時期と比べて30%以上50%未満減少、または50%以上減少していると認められた中小事業者など	税務課 固定資産税係 0893-24-1711
		42	生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長（令和3年度、令和4年度）	(1) 既存の固定資産税の特例の対象資産に事業用家屋と構造物を追加 (2) 令和4年度まで期間延長	(1) 大洲市から先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業など (2) 新規の設備投資であること（機械および装置、器具および備品、工具、建物付属設備、事業用家屋、構築物） なお、事業用家屋については、合計300万円以上の先端設備とともに導入したもの。	
		43	地方税の徴収の猶予	一時に納税が困難な場合、1年間納付を猶予	令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）に収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、一時に納税することが困難な場合、無担保かつ延滞金なしで1年間の徴収猶予（令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する地方税）	税務課 収納係 0893-24-1711
		44	軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長	軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の期限を6か月延長	令和3年3月31日までに軽自動車（自家用車の乗用）を購入などにより取得し、軽自動車検査協会で登録された車両が対象	
		45	新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域活動支援センターや日中一時支援事業の受け入れ体制強化等	これまで外出していた障がい者が外出できなくなったため、受け入れ先として新たなニーズが発生した施設のスタッフ増員に対する人件費補助	地域活動支援センターまたは日中一時支援事業所のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いスタッフの増員をした事業所	社会福祉課 障がい福祉係 0893-24-1758

対象	区分	No.	名称	概要	主な条件など	担当窓口
事業者	大洲市	46	水道使用料の支払猶予	申請により最長2か月間の支払猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少している場合等	水道課 管理係 0893-24-3753
		47	下水道・農業集落排水処理施設使用料の支払猶予	申請により最長2か月間の支払猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少している場合等	下水道課 管理係 0893-24-1720
		48	市道占用料の納入期限の延長	申請により2か月以内に限り期限を延長	緊急事態宣言による外出自粛要請その他やむを得ない理由により、占用料の納入告知書の納入期限までに納入が困難な場合	建設課 管理係 0893-24-1716
		49	法定外公共物使用料の納入期限の延長	申請により2か月以内に限り期限を延長	緊急事態宣言による外出自粛要請その他やむを得ない理由により、使用料の納入告知書の納入期限までに納入が困難な場合	
	愛媛県	50	愛媛県緊急地域雇用維持助成金	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により雇用調整助成金の支給決定を受けた事業主へ支給率に応じて助成	愛媛県内に所在する事業者で新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、雇用調整助成金の支給決定を受けた事業主	愛媛県 産業人材課 089-912-2505
		51	令和3年度愛媛県テレワーク機器等導入支援事業費補助金【R3.10.18追加】	県内中小企業の多様な働き方を推進し、感染予防と社会経済活動の両立を図るため、テレワークに向けた取組を実施し、実際にテレワークを行った事業者に対して、その取り組みに要した経費を補助	県が実施する「テレワーク導入支援専門家派遣事業」により派遣された専門家から助言を受けた者	愛媛県労政雇用課 089-912-2500
	金融機関	52	愛媛県緊急経済対策特別支援資金	年利1.5%の融資	最近1か月の売上高が過去3年間のいずれかの同期と比較して3%以上減少していること	民間金融機関 (伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、香川銀行など) 愛媛県信用保証協会
	日本政策金融公庫	53	新型コロナウイルス感染症特別貸付	実質的な3年間無利子・無担保融資	原則、最近1か月等の売上高又は過去6か月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少していること	日本政策金融公庫 松山支店 国民生活事業 089-941-6148 中小企業事業 089-943-1231
		54	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	実質的な3年間無利子・無担保融資	生活衛生関係の事業を営む方で、原則、最近1か月等の売上高又は過去6か月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少していること	

対象	区分	No.	名称	概要	主な条件など	担当窓口
事業者	日本政策金融公庫	55	新型コロナウイルス対策衛経融資	実質的な3年間無利子・無担保融資	生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方で、原則、最近1か月間等の売上高又は過去6か月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少していること	日本政策金融公庫 松山支店 国民生活事業 089-941-6148
		56	衛生環境激変対策特別貸付	基準金利-0.9%の融資	旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方であって、最近1か月間の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること	中小企業事業 089-943-1231
	中小企業庁	57	特別利子補給制度	3年間の利子補給	日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策衛経」若しくは商工中金等「危機対応融資」を借入をした事業者 小規模事業者（法人事業者）の場合は、売上高が15%減少していること、中小企業者の場合は、売上高が20%以上減少していること、個人事業主（小規模に限る）は売上要件なし	新型コロナウイルス感染症 特別利子補給制度事務局 （独）中小企業基盤整備 機構 0570-060515
		58	ものづくり補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために新製品・サービス開発や生産プロセス改善を行う事業者を対象に「低感染リスク型ビジネス枠」を設置	新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた投資をすること	ものづくり補助金事務局 050-8880-4053
		59	IT導入補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ITツール導入による業務効率化等に取り組む事業者を対象に「低感染リスク型ビジネス枠」を設置	補助事業者が新型コロナウイルスの影響を受け、業務の非対面化に資するITツール（非対面化ツール）を導入し、労働生産性を向上させること	サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター 0570-666-424
		60	月次支援金	2021年4月以降に実施される緊急事態宣言・まん延防止等重点措置に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者等への給付金	・対象措置に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること ・2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少していること	月次支援金事務局 相談窓口 0120-211-240
		61	事業再構築補助金	新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援	・2020年4月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少しており、2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して5%以上減少していること	事業再構築補助金 事務局コールセンター 【ナビダイヤル】0570-012-088 【IP電話用】03-4216-4080

対象	区分	No.	名称	概要	主な条件など	担当窓口
事業者	厚生労働省	62	雇用調整助成金の特例措置	一時的に休業などを行い、労働者に休業手当を支払って雇用維持を図った事業者に支払った休業手当の最大10/10を助成	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働基準法の基準(60%)を満たす休業手当等を支払うこと	ハローワーク大洲 0893-24-3191
		63	両立支援等助成金 (育児休業等支援コース(新型コロナウイルス感染症対応特例))	新型コロナウイルス感染症の影響により小学校等が臨時休校等をした場合、その小学校等に通う子どもの世話をする労働者のために特別有給休暇制度及び両立支援制度を整備し、特別有給休暇を4時間以上利用した労働者が出た事業主を支援	・小学校等が臨時休業等になった場合、及び子どもが新型コロナウイルス感染症に感染した又はその恐れがある等の場合に、子どもの世話をを行う必要がある労働者が、特別有給休暇を取得できる制度の規定化 ・労働者1人につき、上記で定めた特別有給休暇を4時間以上取得	愛媛労働局 雇用環境・均等室 089-935-5222
		64	両立支援等助成金 (介護離職防止支援コース)	新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、特別な有給休暇を付与して、介護を行えるような取組を行う中小事業主を助成	・新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる介護のための有給の休暇制度を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を社内に周知すること ・新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、①の休暇を合計5日以上取得すること	
	商工会議所・商工会	65	持続化補助金	販路開拓等に取り組小規模事業者に対して、補助金を交付 ポストコロナを踏まえた「感染拡大防止のための対人接触機会の減少」と「事業継続」を両立させる新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等について「低感染リスク型ビジネス枠」を追加	小規模事業者であること	大洲商工会議所 0893-24-4111 長浜町商工会 0893-52-0312 川上商工会 0893-34-2531
		66	新型コロナウイルス対策マル系融資	実質的な3年間無利子・無担保融資	最近1カ月間等の売上高又は過去6カ月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少し、商工会議所・商工会等による経営指導を受けた小規模事業者であること	
	商工組合・中央金庫	67	危機対応融資	実質的な3年間無利子・無担保融資	原則、最近1カ月間等の売上高又は過去6カ月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少していること	商工組合中央金庫 松山支店 089-912-9151
	中小企業基盤整備機構	68	小規模企業共済制度の特例緊急経営安貸付	無利子融資	小規模企業共済の貸付資格を有する契約者であり、かつ新型コロナウイルスの影響を受けて最近1カ月の売上が前年又は前々年同期と比較して5%以上減少していること	中小企業基盤整備機構 共済相談室 050-5541-7171

対象	区分	No.	名称	概要	主な条件など	担当窓口
事業者	農林水産省	69	愛媛で食べようGOTOイートキャンペーン【第2弾】	愛媛県内の飲食店で使えるプレミアム付(20%)飲食券を販売 ※令和3年10月1日より販売再開	以下の①～③に対応している飲食店 ① 愛媛県内の飲食店であること ② 新型コロナウイルス感染症対策の実施 ③ 加盟店舗であることの掲示をすること	GoToEatキャンペーン 愛媛事務局 089-945-3220
	観光庁	70	GOTOトラベル事業	宿泊を伴う、または日帰りの国内旅行の代金総額の1/2相当額を国が支援。うち、旅行代金の15%は地域共通クーポンとして旅行者に配布 ※ 令和3年10月6日現在停止中	地域共通クーポン取扱店舗 宿泊施設、観光施設、飲食店、土産物店、アクティビティ、交通機関など	GOTOトラベル事務局 0570-017-345

対象	区分	No.	名称	概要	主な条件など	担当窓口
支援終了分（個人）	給付金	—	特別定額給付金	給付対象者 1 人につき10万円 (大洲市の申請期限) 令和 2 年 8 月11日（火）まで	給付対象者は、令和 2 年 4 月27日時点で住民基本台帳に登録されている人で、受給者は、原則世帯主。	企画情報課 特別定額給付金担当窓口 0893-57-9995
		—	子育て世帯臨時特別給付金	児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別給付金を支給 (対象児童 1 人につき 1 万円)	平成16年 4 月 2 日から令和 2 年 3 月31日までに生まれた子どもの児童手当を受給されている世帯（特例給付の人を除く）	子育て支援課 子ども相談係 0893-24-5718
		—	大洲市ひとり親家庭応援金	児童扶養手当を受給する世帯に対し、大洲市ひとり親家庭応援金を支給 (1 世帯につき 3 万円)	令和 2 年 6 月分の児童扶養手当を大洲市から受給されている世帯	
		—	ひとり親世帯臨時特別給付金	低所得のひとり親世帯に、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行う。 <基本給付> 1 世帯 5 万円 第 2 子以降 1 人につき 3 万円 <追加給付> 1 世帯 5 万円	<基本給付> (1) 令和 2 年 6 月分の児童扶養手当を受給されている方 (2) 公的年金を受給されていることにより令和 2 年 6 月分の児童扶養手当を受給されていない方で、収入が児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方 (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の支給対象となる水準に下がった方 <追加給付> (4) 上記(1)、(2)の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、収入が大きく減少した方	
		—	ひとり親世帯臨時特別給付金（再支給分）	国の令和 2 年度第 2 次補正予算に基づく臨時特別給付金を支給したひとり親世帯に対し、臨時特別給付金（基本給付）を再支給する。 <支給額> 1 世帯 5 万円 第 2 子以降 1 人につき 3 万円	(1) 令和 2 年 6 月分の児童扶養手当を受給されている方 (2) 公的年金を受給されていることにより令和 2 年 6 月分の児童扶養手当を受給されていない方で、収入が児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方 (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の支給対象となる水準に下がった方	

対象	区分	No.	名称	概要	主な条件など	担当窓口
支援終了分（事業者）	大洲市	—	小規模事業者持続化補助金における新型コロナウイルスの影響を受けた事業者の証明書の発行	持続化補助金を申請する際に、加点措置・概算払いを受けるための証明書を発行	（加点措置） 2月以降の任意の月の売上高が前年同月比で10%以上減少していること （概算払い） 2月以降の任意の月の売上高が前年同月比で20%以上減少していること	商工産業課 0893-24-1722
		—	大洲市中小企業等応援給付金【R2. 6. 23追加】	新型コロナウイルス感染症による影響を受けて、任意のひと月の事業収入が原則として前年同月比で減少した事業者に対して給付金を支給	市内に主たる事業所又は店舗を有する中小事業者のうち、任意のひと月の事業収入が、前年同月比で次のとおり減少しておりかつ、事業収入が年間120万円以上の者 ① 令和2年1月、2月であれば、50%以上減少 ② 令和2年3月～12月であれば、30%以上減少	
		—	大洲市中小企業等家賃支援給付金【R2. 8. 7追加】	新型コロナウイルス感染症による影響を受けて、任意のひと月の事業収入が原則として前年同月比で減少した事業者に対して家賃月額額の3分の2の額を3か月相当分支給	市内に主たる事業所又は店舗を有する中小事業者のうち、任意のひと月の事業収入が、前年同月比で次のとおり減少しておりかつ、事業収入が年間120万円以上の者 ① 令和2年3月、4月であれば、30%以上減少 ② 令和2年5月、6月であれば、30%以上50%未満の減少	
		—	おおず買物等割引チケット事業【R2. 9. 17追加】	大洲市内において共通して使用できる割引チケットを全市民に対して配布する。 ＜利用期間＞R3. 2. 15	取扱店舗資格 ・大洲市内に店舗を有する中小企業	
		—	事業継続・拡充支援事業補助金	大洲市内に主たる事業所または店舗を有する中小企業・小規模事業者が市主催の中小企業診断士等の相談を受けて、ウィズコロナ・アフターコロナ社会に対応しながら事業を継続・拡充する取組に対して補助金を交付	補助対象事業について市主催の中小企業診断士等の相談を受けていること。	
		—	新型コロナウイルス感染症対策営業時間短縮等協力金	要請期間中（第1弾：令和3年4月26日から5月19日、第2弾：令和3年5月20日から令和3年5月31日）に営業時間の短縮等に協力した飲食店等に対し、協力金を給付	第1弾：令和3年4月26日から5月19日または第2弾：令和3年5月20日から5月31日のすべての期間で営業時間短縮または休業を実施していること。	

対象	区分	No.	名称	概要	主な条件など	担当窓口
支援終了分（事業者）	愛媛県	—	えひめ版協力金	4月13日から5月31日までに3密を避ける防止設備の設置など、新たな取り組みをした事業者に5万円を支給	全国チェーンを除く飲食店1,000㎡以下の地元スーパー・小売店の3密を避ける防止設備の設置など新たな取り組みをすること	新型コロナウイルス感染症対策 企業電話相談窓口 089-909-3842
		—	えひめ版協力金	5月20日から6月30日までに新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」に関する啓発活動を行う商店街振興組合等1団体に10万円を支給	厚労省が示す新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」を啓発する横断幕等を、来街者の目の触れやすい場所に設置することなど	
		—	えひめ版創業者持続化緊急給付金	経済基盤が弱い創業後間もない事業者に対し、1事業者あたり法人50万円、個人事業者25万円を支給	令和2年1月から6月までの任意のひと月の事業収入実績が、金融機関融資審査時の事業計画等で想定していた1月から6月のうちの任意のひと月の事業収入と比較して50%以上減少していることなど	
		—	新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン定着推進補助金	感染予防と社会経済活動の両立のため、業種別ガイドラインの実践を更に、深化・定着させ、安心して利用してもらえるよう取組状況等を自ら「見える化」し、広くPRする活動に対して、補助を行う。	(1) 内閣官房における「業種別ガイドライン策定状況」に掲げられる団体に属していること、または国の機関において策定される業種別ガイドラインの普及等を地方公共団体から依頼されていること (2) 県内に事務局または事業所を有していること (3) 原則として、県内の同じ団体に属する全ての事業者、または地方公共団体から依頼を受けた範囲の全ての事業者に対して、当該ガイドラインを普及等しようとする者であること	愛媛県 産業政策課 089-912-2460
		—	愛媛県新型コロナウイルス感染症対策テレワーク導入推進支援事業費補助金	令和2年7月30日以降、厚生労働省所轄の令和2年度働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）又は（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース第2弾）の支給決定を受けた事業者に対して補助金を交付	愛媛県内に主たる事業所を有する中小事業主	愛媛県 労政雇用課 労働政策グループ 089-912-2500
		—	新生活様式対応商品開発等支援補助金	県内中小企業者等が行う「新しい生活様式の実践例」に対応した商品開発及び新たなビジネス展開に向けた取組みに必要な経費について補助金を交付	県内に主たる事業所を有する中小企業者または中小企業者を構成員にもつ4社以上の連携体	愛媛県経営支援課 089-912-2484
		—	愛媛県テレワーク推進協力金	新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けたテレワークの推進のために、県内事業者向けにテレワークプランを設定・提供した県内宿泊事業者等に協力金を支給	県内の旅館・ホテルや全国チェーンの直営店舗以外のカラオケボックス等の事業者	愛媛県企業立地課 089-912-2260

対象	区分	No.	名称	概要	主な条件など	担当窓口
支援終了分（事業者）	中小企業庁	—	GOTO商店街事業	消費者や生産者が、地元や商店街の良さを再認識するきっかけとなるような商店街イベント等の実施に対して補助金を交付	特定の商店街等の活性化につながる取組を実施できる商店街組織等	GOTO商店街事務局 0120-304-060
		—	持続化給付金	1事業者あたり法人200万円以内、個人事業者などは100万円以内を支給	新型コロナウイルスの影響により、売上が原則として前年同月比で50%以上減少していること	持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570
		—	家賃支援給付金 【R2.7.14追加】	新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減する事業者に対して、直近の支払賃料に基づいて算出される給付額の6か月分を支給	中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業主等であつて、5月～12月において以下のいずれかに該当する者 ①いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少 ②連続する3か月の売上高が前年同月比で30%以上減少	家賃支援給付金 コールセンター 0120-653-930
	厚生労働省	—	小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（事業者向け）	臨時休業などした小学校などに通う子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対して休暇中に支払った賃金相当額を支給	臨時休業などをした小学校などに通う子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させること	学校等休業助成金・ 支援金コールセンター 0120-60-3999
		—	小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（委託を受けて個人で仕事をする方向向け）	臨時休業などした小学校などに通う子どもの世話をを行うことが必要になったフリーランスに対して就業できなかった日に応じて1日あたり4,100円（4/1以降は7,500円）を支給	臨時休業などをした小学校などに通う子どもの世話をを行うことが必要になり、就業できなかったこと	
	商工会議所・ 商工会	—	コロナ対応新ビジネスモデル補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、社会経済環境の変化に応じた新たなビジネスモデルの促進を図るため、愛媛県内に事業所を有する中小企業者及び個人事業者が経営計画を作成して取り組む、販路開拓や生産性向上等に関する取組を支援	県内に事業所を有する中小企業者及び個人事業者であること	大洲商工会議所 0893-24-4111 長浜町商工会 0893-52-0312 川上商工会 0893-34-2531
	金融機関	—	愛媛県新型コロナウイルス感染症対策資金	愛媛県内の事業者へ年利1%保証料全額県負担の融資 （年利1%は実質3年間無利子）	愛媛県内に事業所を有し、セーフティネット保証4号、5号または危機関連保証のいずれかの市町長の認定を受けていること	民間金融機関 （伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、香川銀行など） 愛媛県信用保証協会
	経済産業省	—	サプライチェーン対策のための国内投資促進事業	国内へ生産拠点などを整備しようとする際の設備導入などに対して補助金を交付	特定国に依存する製品・部素材の依存度低減のための拠点整備、国民が健康な生活を営むうえで重要な製品などの生産拠点などの整備に取り組むこと	みずほ情報総研(株)社会政策 コンサルティング部 03-6825-5476
		—	海外サプライチェーン多元化等支援事業	製品・部素材の海外製造拠点の複線化など、サプライチェーン強靱化に向けた設備導入・実証事業・事業実施可能性調査などに対して補助金を交付	企業によるASEAN諸国への設備投資、実証事業・事業実施可能性調査に取り組むこと	経済産業省 貿易経済協力局 03-3501-6759

対象	区分	No.	名称	概要	主な条件など	担当窓口
支援終了分（農業関係）	大洲市	—	大径原木加工施設整備緊急対策	行き場のなくなった大径原木を有効活用し、付加価値の高い木材製品に転換するための加工施設の整備を支援	（対象者） 木材関連事業者等 国 → 都道府県 → 木材関連事業者等 （補助率） 定額（1／2以内） （事業実施主体） 都道府県	農林水産課 林業振興係 0893-24-1727
		—	国産農畜産物供給力強化対策	産地と実需者が連携した輸入から国産への切り替え、継続的・安定的な供給に必要な共同利用施設の整備等を支援	（対象者） 事業実施主体 国 → 都道府県 → 都道府県・市町村・農業者の組織する団体等 （補助率） 事業費の1／2 （事業実施主体） 都道府県、市町村、農業者の組織する団体等	農林水産課 農業振興係 0893-24-1727
	大洲市農業再生協議会	—	高収益作物次期作支援交付金	① 次期作に前向きに取り組む、高収益作物の生産者に対し種苗等の資材購入や機械レンタル等を支援 ② 需要促進に取り組む高収益作物の生産者に対し、新たな品種の導入や新たな販売契約に向けた取組を支援 ※ 政府の用意するセーフティネットへの加入を検討する生産者を支援	（対象者） 生産者 国 → 協議会等 → 生産者 （補助率） ① 5万円/10a※ ② 取組毎に2万円/10a※ ※ 中山間地域等では支援単価を1割加算 （事業実施主体） 協議会等	
	全国農業会議所	—	経営継続補助金 【R2.7.6追加】	新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生営継続に向けた農林漁業者の取組を支援	（対象者） 農林漁業者〔個人・法人（常時従業員が20人以下）〕 （補助対象経費） （1） 経営継続に関する取組に要する経費 対象経費の3／4（補助金上限額 100万円） （2） 感染拡大防止の取組に要する経費 定額（補助金上限額 50万円） ※申請には「支援機関が発行する確認書」の添付が必要	【支援機関】 愛媛たいき農業協同組合 24-4183 えひめ農業経営サポートセンター 089-945-1542 愛媛県酪農業協同組合連合会 089-966-1400 愛媛県森林組合連合会 089-941-0164 愛媛県林業労働力確保支援センター 089-934-6153 愛媛県山林種苗農業協同組合 089-963-2001 長浜町漁業協同組合 52-1146